

令和元年度第 1 回県南地域医療構想調整会議 次第

日時：令和元年 6 月 17 日（月） 19：25～

場所：栃木県庁小山庁舎本館 4 階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 県南構想区域の状況について

(2) リハビリテーション翼の舎病院（仮称）の新規開設について

(3) 県南地域医療構想の実現に向けた令和元年度以降の取組について

4 その他（医療政策課説明）

(1) 診療実績データ等の分析による具体的対応方針の検証プロセスについて

(2) 外来医療計画及び医師確保計画について

5 閉 会

配布資料

次第、座席表、委員名簿、設置要綱

資料 1 県南構想区域の状況について

資料 2 リハビリテーション翼の舎病院（仮称）の新規開設について

資料 3 県南地域医療構想の実現に向けた令和元年度以降の取組について

資料 4 診療実績データ等の分析による具体的対応方針の検証プロセスについて

資料 5 外来医療計画及び医師確保計画について

資料 6 平成 31（2019）年度地域医療介護総合確保基金事業

参考資料 1 及び 2

令和元年度第1回県南地域医療構想調整会議 座席表

小山庁舎大会議室 [令和元年6月17日(月)]

小山薬剤師会
 山田委員
 栃木地域薬剤師会
 山口委員
 下都賀郡市医師会
 川島委員
 小山地区医師会
 塚田委員
 小山歯科医師会
 手束委員
 下都賀歯科医師会
 臼井委員

自治医科大学附属病院
 佐田委員
 一般財団法人とちぎメディカルセンター
 福田委員
 新小山市民病院
 島田委員
 藤沼医院
 藤沼委員
 船田内科外科医院
 船田委員
 栃木県老人福祉施設協会
 水戸部委員
 介護老人保健施設安純の里
 松永委員
 国際医療福祉大学
 小林委員

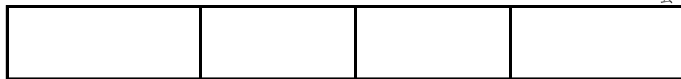
栃木県看護協会栃木地区理事
 仁戸部委員
 栃木県看護協会小山地区理事
 前原委員
 栃木市
 藤田委員
 小山市
 浅見委員
 下野市
 手塚委員
 上三川町
 梅沢委員
 壬生町
 人見委員
 野木町
 伏木委員

出入口

上三川町女性団体連絡協議会
 鶴見委員
 栃木市女性団体連絡協議会
 玉田委員
 県南健康福祉センター
 大橋所長
 栃木健康福祉センター
 斎藤所長
 特定非営利活動法人とちぎケアマネジャー協会
 古澤委員

傍聴者席

傍聴者席



重田次長
 浜野係長
 早川副主幹
 福田総括
 山田主幹
 西宮総括
 小川課長
 地域医療構想アドバイザ
 太田会長



鈴木主任
 布川主査
 向田課長
 荒川補佐
 田中主査
 松島係長
 工藤総括

県南地域医療構想調整会議委員名簿（平成30（2018）年10月1日～令和2（2020）年9月30日）

平成31（2019）年4月1日現在

区分		団体名	役職名	氏名	備考
1	郡市医師会	一般社団法人 下都賀郡市医師会	会長	川島 吉人	
2	郡市医師会	一般社団法人 小山地区医師会	会長	塚田 錦治	
3	地区歯科医師会	一般社団法人 下都賀歯科医師会	会長	臼井 正人	
4	地区歯科医師会	一般社団法人 小山歯科医師会	会長	手束 公一	
5	地区薬剤師会	栃木地域薬剤師会	会長	山口 哲郎	
6	地区薬剤師会	一般社団法人 小山薬剤師会	会長	山田 利信	
7	看護協会地区支部	公益社団法人 栃木県看護協会	栃木地区理事	仁戸部 富恵	
8	看護協会地区支部	公益社団法人 栃木県看護協会	小山地区理事	前原 多鶴子	
9	地域の病院等を代表する者 （私）	獨協医科大学病院	病院長	平田 幸一	
10	地域の病院等を代表する者 （私）	自治医科大学附属病院	病院長	佐田 尚宏	
11	地域の病院等を代表する者 （私）	一般財団法人 とちぎメディカルセンター	代表理事理事長	福田 健	
12	地域の病院等を代表する者 （公）	新小山市民病院	院長	島田 和幸	
13	地域の病院等を代表する者 （有）	医療法人 藤沼医院	理事長	藤沼 彰	
14	地域の病院等を代表する者 （有）	船田内科外科医院	院長	船田 隆	
15	地区老人福祉施設協議会	一般社団法人 栃木県老人福祉施設協議会	理事	水戸部 和也	
16	地区老人保健施設協議会	介護老人保健施設 安純の里	理事長	松永 安優美	
17	介護従事者確保関係団体	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会	理事	古澤 美智子	
18	住民・患者を代表する者	栃木市女性団体連絡協議会	理事	玉田 明子	
19	住民・患者を代表する者	上三川町女性団体連絡協議会	顧問	鶴見 秀子	
20	保険者（保険者協議会の推薦のある者）	東京鐵鋼健康保険組合	常務理事	黒須 一彦	
21	管内市町村	栃木市	保健福祉部長	藤田 正人	
22	管内市町村	小山市	保健福祉部長	浅見 貴幸	新任
23	管内市町村	下野市	健康福祉部長	手塚 均	新任
24	管内市町村	上三川町	健康福祉課長	梅沢 正春	
25	管内市町村	壬生町	民生部長	人見 賢吉	新任
26	管内市町村	野木町	町民生活部長	伏木 富男	
27	学識経験者（大学教授等）	国際医療福祉大学	医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科教授	小林 雅彦	
28	健康福祉センター（保健所）	県南健康福祉センター	所長	大橋 俊子	
29	健康福祉センター	栃木健康福祉センター	所長	斎藤 睦子	

県南地域医療構想調整会議設置要綱（準則）

（設 置）

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、県南地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「県南地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

（組 織）

第3条 調整会議は、委員35名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から県南健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

（任 期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

（議 長）

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

（会 議）

第6条 調整会議の会議は、県南健康福祉センター所長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（部 会）

第7条 必要に応じて調整会議に部会を設置することができる。

（事務局）

第8条 調整会議の事務局は、県南健康福祉センターに置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県南健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から実施する。

この要綱は、平成30（2018）年8月7日から実施する。